

京丹後市高齢者福祉施設等入所者PCR検査費用補助金交付要綱

令和3年1月15日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の高齢者福祉施設及び障害者福祉施設（以下「高齢者福祉施設等」という。）における新型コロナウイルス感染症の発生を未然に防ぐことを目的に、高齢者福祉施設等への入所予定者について、PCR検査費用を負担した社会福祉法人等に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者福祉施設 社会福祉法人等が本市域で運営する短期入所生活介護（ショートステイ）、特別養護老人ホーム（29人以下の地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び養護老人ホームをいう。
- (2) 障害者福祉施設 社会福祉法人等が本市域で運営する施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）及び短期入所（ショートステイ）をいう。
- (3) 社会福祉法人等 高齢者福祉施設等を運営する社会福祉法人及び高齢者福祉施設等の運営を許可された法人をいう。
- (4) 入所予定者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する要介護認定（法第28条第2項に規定する要介護更新認定を含む。）若しくは法第32条第1項に規定する要支援認定（法第33条第2項に規定する要支援更新認定を含む。）を受けた者で、高齢者福祉施設に入所を予定されている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第213号）第21条に規定する障害支援区分の認定を受けた者で、障害者福祉施設に入所を予定されている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の高齢者福祉施設等への入所予定者に対し、社会福祉法人等の負担でPCR検査を高齢者福祉施設等の入

所前に実施した社会福祉法人等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和3年1月15日から令和6年3月31日までの間に補助対象者が負担した前条に規定する施設の入所予定者に係るPCR検査とする。

2 前項の補助対象事業の対象となる入所予定者については、一の高齢者福祉施設につき、一会計年度同一人について1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施される入所予定者へのPCR検査のうち、短期入所生活介護（ショートステイ）及び短期入所（ショートステイ）については、一の高齢者福祉施設等につき、同一人について4回限りとする。

4 入所予定者が、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感等の新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、医師等により行政検査の対象外と判断された場合に限るものとする。

5 補助対象事業として実施するPCR検査は、陽性が判明した場合に新型コロナウイルス感染症発生届を提出する医師が確保されている検査に限るものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、PCR検査1件につき、検査料金、検体の郵送・配送料金、結果判断文書料その他PCR検査を受検するために必要と認める経費とする。

2 補助対象経費に対し、社会福祉法人等が国、府等の補助金を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、PCR検査1件につき20,000円と前条に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、PCR検査を受検した月の属する年度の末日までに、京丹後市高齢者福祉施設等入所者PCR検査費用補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付の可

否を決定するとともに、京丹後市高齢者福祉施設等入所者PCR検査費用補助金交付決定通知書（様式第2号）又は京丹後市高齢者福祉施設等入所者PCR検査費用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、京丹後市高齢者福祉施設等入所者PCR検査費用補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、京丹後市高齢者福祉施設等入所者PCR検査費用補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該取り消した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第13条 補助決定者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年1月15日から施行し、同日以降から令和6年3月31日までの間に第2条に規定する施設に入所するために入所予定者が受けたPCR検査に係る補助対象経費について適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、前項に規定する補助対象経費に係る第9条から第13条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和5年3月29日から施行する。